

令和5年第8回 定例総会議事録

1 日時 令和5年8月22日(火) 15時00分～17時15分

2 開催場所 公会堂さんさん館4階第4～6会議室

3 出席者

(1) 委員 (19名)

1番：峯岸 幸輔 委員、2番：石井 昭広 委員、3番：田中 雅之 委員、
4番：高橋 寛幸 委員、5番：小林 孝司 委員、6番：海老澤成行 委員、
8番：小林 孝治 委員、9番：田中 邦明 委員、10番：石井 辰男 委員、
11番：白鳥 邦彦 委員、12番：高麗 千織 委員、13番：山本 達也 委員、
14番：原嶋 茂夫 委員、15番：藤沼 良典 委員、16番：穴戸 啓次 委員、
17番：小林 俊之 委員、18番：島田 功 委員、19番：高橋 克弘 委員、
20番：江田 早苗 委員

※欠席 7番：伊藤 薫 委員

(2) 事務局

事務局長：塚本 亮、事務局長補佐：川田 日出夫、事務局：笹原 香菜子

4 傍聴人 なし

5 議事日程

別紙日程のとおり

6 議事要旨

司会 ただ今から、令和5年第8回農業委員会定例総会を開催いたします。

会議中のマスクは各委員のご判断でお願いいたします。念のため、会議の通常の進行方法をご説明します。議長は着席したまま会議を進行します。委員が説明や報告などを行う場合は、議長から指名された後にその場で起立をして発言します。ただし各案件の一連の説明・報告のあと、質疑応答を行う場合は、挙手の上、議長から指名された後、着席のまま発言をお願いいたします。

本日は農業委員20名中、19名の委員が出席していますので、三鷹市農業委員会会議規則第6条の規定により、会議は有効に成立していることをご報告いたします。

次に、会議録と傍聴についてご報告いたします。本会議は、農業委員会等に関する法律第33条及び会議規則第13条により、会議録を公開しています。なお、本日の定例総会の開催案内とともに送付しました令和5年第7回の定例総会会議録につきまして、発言者の表記の一箇所誤りがあり修正しましたが、その他内容的な訂正等のご連絡がありませんでしたので、会議録署名委員の署名をもって確定といたします。

また、本会議は、農業委員会法第32条及び会議規則第14条により、原則公開となっておりますが、本日の定例総会の傍聴の希望はありません。

それでは、会議規則第4条により、会長が議長となることが定められておりますので、石井会長より一言ご挨拶の後、議事の進行をよろしくをお願いいたします。

議長 それでは、議事に入ります。本日の議事日程は、お手元に配付したとおりです。まず、会議録署名委員を定めます。本件は、会議規則第13条の規定に基づき会議録署名委員を議長からご指名申し上げます。3番：田中委員と、4番：高橋委員のご両名にお願いいたします。これより直ちに議案の審査に入ります。議案第23号「相続税の納税猶予に関する適格者の証明について」を議題とします。議案第23号の説明を事務局よりお願いします。

～事務局説明（1件）～

議長 議案第23号の現況確認について、担当の5番：小林委員よりご説明願います。

5番：小林委員 8月17日、申請者立ち会いのもと、現地確認を行いました。場所は案内図のとおりです。現地は私の自宅近くで、毎日の犬の散歩で、10数年来、週の半分は現地を見て来た農地です。大きな東西道路の北側の「清水」と書かれた自宅に隣接する農地では、自宅のすぐ下の農地内にハウスが設置されており、季節毎の野菜を栽培していました。道路の南側に接する南北に長い二箇所の農地では、ブルーベリーが栽培され、摘み取り販売を行い、週末には摘み取りを楽しむお子さん連れの方が多く訪れている事も確認しております。その下の少し小さな二箇所の農地では、季節毎の野菜を栽培していました。ブルーベリー以外の収穫した野菜は、敷地内の直売所で販売していました。被相続人は存命中より、ご家族と協力して営農されてきましたので、主たる従事者として証明しても問題ありません。

議長 説明は終わりました。本件について、お諮りいたします。何か、ご質問、ご異議がございますか。ご質問、ご異議がなければ、証明に賛成の方は挙手をお願いいたします。

委員 ～委員挙手～

議長 挙手全員のため、証明することに決定いたします。次に、議案第24号「引き続き農業経営を行っている旨の証明について」を議題とします。議案第24号の説明を事務局よりお願いします。

～事務局説明（8件）～

議長 議案第24号の1の現況確認について、担当の19番：高橋委員よりご説明願います。

19番：高橋委員 8月15日、申請者立ち会いのもと、現地確認を行いました。場所は案内図のとおりです。現地には、植木（ドウダンツツジ、ハナミズキ等）、果樹（ブルーベリー、シークワサー、デコポン、クリ等）、野菜（サトイモ、サツマイモ、落花生、九条ネギ等）が栽培されていました。またハウスが2棟あり、主にイチジクが栽培されていました。6割が植木・果樹類、4割が野菜畑でした。この農地は申請者とご家族で営農されており、申請者より今後において、終生、当該農地の肥培管理を行う事の確認が取れているため、証明しても問題ありません。

議長 説明は終わりました。何か、ご質問、ご異議がございますか。ご質問、ご異議がなければ、証明に賛成の方の挙手をお願いいたします。

委員 ～委員挙手～

議長 挙手全員のため、証明することに決定いたします。次の議案第24号の2は、委員の案件であり、農業委員会等に関する法律第31条の議事参与の制限の規定により、当該委員が一時退席するので、ここで、暫時休憩いたします。

～休憩～

議長 会議を再開します。議案第 24 号の 2 の現況確認について、担当の 18 番：島田委員よりご説明願います。

18 番：島田委員 7 月 27 日、申請者息子さんと事務局立会いのもと現地確認に行つて参りました。場所は案内図のとおりです。斜線の申請地は、地番の一部となっていますが、まず申請地を含む圃場全体の説明を致します。全体の左側 1/3 には柑橘類の果樹が 70 本植わっています。申請地を含む中央 1/3 には、ビニールハウス 1 棟、野菜畑、銀杏の木が植わっています。右側 1/3 には銀杏の木が植わっています。中央圃場、右側 1/3 圃場合わせ 200 本の銀杏の木が植わっています。申請地（斜線部分）について説明致します。主に申請地の左側 1/4 が柑橘、次の 1/4 がビニールハウス、右側 1/2 が野菜畑です。ビニールハウスは南北向きに 1 棟あり、農業資材・農機置き場として利用されています。野菜畑では、7 月 27 日現在、ナス、トマト、ピーマン、ゴーヤ、キュウリ、インゲン、カボチャ、エダマメ、サトイモ、ヤツガシラ、サツマイモ、ジャガイモ、スイカ（収穫済）が栽培されています。収穫物の販路は、野菜類は庭先販売、銀杏は市場出荷、緑化センター、庭先販売、通販、ふるさと納税、柑橘類は緑化センター、庭先販売、通販です。申請地を含む圃場全体、よく除草され適切に肥培管理されています。この農地は、申請者と息子さん夫婦で営農されていて、申請者の方から終生、当該農地の肥培管理を行う事の確認も取れているため、証明しても問題ありません。

議長 説明は終わりました。何か、ご質問、ご異議がございますか。ご質問、ご異議がなければ、証明に賛成の方の挙手をお願いいたします。

委員 ～委員挙手～

議長 挙手全員のため、証明することに決定いたします。ここで、暫時休憩いたします。
～休憩～

議長 会議を再開します。次に、議案第 24 号の 3 の現況確認についても、担当の 18 番：島田委員よりご説明願います。

18 番：島田委員 7 月 28 日、申請者の息子さん立会いのもと現地確認に行つてまいりました。場所は案内図のとおりです。現地には北側に大きな柿の木が 4 本あり、それ以外は野菜畑でオクラ、ナス、ミニトマト、インゲン、ピーマン、シシトウ、サツマイモ等が栽培されていました。収穫物は主に経営している銭湯で販売し、その他は自家消費しています。圃場全体はしっかりと除草されており、適切に肥培管理されています。また申請者は息子さんとともに協力して営農されており、終生、当該農地の肥培管理を行う事の確認も取れているため、証明しても問題ありません。

議長 説明は終わりました。何か、ご質問、ご異議がございますか。ご質問、ご異議がなければ、証明に賛成の方の挙手をお願いいたします。

委員 ～委員挙手～

議長 挙手全員のため、証明することに決定いたします。次に議案第 24 号の 4 の現況確認について、担当の 3 番：田中委員よりご説明願います。

3 番：田中委員 8 月 15 日、申請者と事務局立会いのもと現地確認に行つてまいりました。場所は案内図のとおりです。現地にはオリーブ、シマトネリコ、キンポウジュ等の植木類、果樹、野

菜（主にイモ類）が植わっていました。また成木と苗木が植わっており、苗木は支柱でしっかりと管理されていました。申請者より終生、当該農地の肥培管理を行う事の確認も取れているため、証明しても問題ありません。

議長 説明は終わりました。何か、ご質問、ご異議がございますか。ご質問、ご異議がなければ、証明に賛成の方の挙手をお願いいたします。

委員 ～委員挙手～

議長 挙手全員のため、証明することに決定いたします。次に議案第 24 号の 5 の現況確認についても、担当の 3 番：田中委員よりご説明願います。

3 番：田中委員 8 月 15 日、申請者と立会いのもと現地確認に行つてまいりました。場所は案内図のとおりでとても広い農地です。現地にはもみじ、オリーブ、マサキ、トキワマンサク等の植木が植わっており、成木と苗木が整然と植わっていました。申請者と息子さんと耕作されており、終生、当該農地の肥培管理を行う事の確認も取れているため、証明しても問題ありません。

議長 説明は終わりました。何か、ご質問、ご異議がございますか。ご質問、ご異議がなければ、証明に賛成の方の挙手をお願いいたします。

委員 ～委員挙手～

議長 挙手全員のため、証明することに決定いたします。次に議案第 24 号の 6 の現況確認についても、担当の 3 番：田中委員よりご説明願います。

3 番：田中委員 8 月 15 日、申請者立会いのもと現地確認に行つてまいりました。場所は案内図のとおりです。申請地は二箇所に分かれており、オリーブ、カイヅカイブキ、トキワマンサク、フェイジョア、マサキ、ヤマボウシ等が植わっていました。またハウスが 2 棟あり、苗木等が栽培されていました。この農地は申請者と息子さんが耕作されており、品目別に整然と植わっており、苗木には支柱が立てられてしっかりと肥培管理されていました。また申請者より終生、当該農地の肥培管理を行う事の確認も取れているため、証明しても問題ありません。

議長 説明は終わりました。何か、ご質問、ご異議がございますか。ご質問、ご異議がなければ、証明に賛成の方の挙手をお願いいたします。

委員 ～委員挙手～

議長 挙手全員のため、証明することに決定いたします。次に議案第 24 号の 7 の現況確認について、担当の 16 番：宍戸委員よりご説明願います。

16 番：宍戸委員 8 月 17 日、申請者と事務局立会いのもと現地確認に行つてまいりました。場所は案内図のとおりです。申請地は二箇所に分かれており、どちらの農地も主にブルーベリーが植わっており摘み取り園となっています。ブルーベリーは 80 種を超える品種があり、一部ブドウが栽培されていました。しっかりと肥培管理されており、申請者より終生、当該農地の肥培管理を行う事の確認も取れているため、証明しても問題ありません。

議長 説明は終わりました。何か、ご質問、ご異議がございますか。ご質問、ご異議がなければ、証明に賛成の方の挙手をお願いいたします。

委員 ～委員挙手～

議長 挙手全員のため、証明することに決定いたします。次に議案第 24 号の 8 の現況確認について

も、担当の16番：宍戸委員よりご説明願います。

16番：宍戸委員 8月17日、申請者の息子さんと事務局立会いのもと現地確認に行きまわりました。場所は案内図のとおりです。現地にはブルーベリーが植わっており、摘み取り園となっています。しっかりと肥培管理されており、申請者の息子さんより終生、当該農地の肥培管理を行う事の確認も取れているため、証明しても問題ありません。

議長 説明は終わりました。何か、ご質問、ご異議がございますか。ご質問、ご異議がなければ、証明に賛成の方の挙手をお願いいたします。

委員 ～委員挙手～

議長 挙手全員のため、証明することに決定いたします。次に日程2の協議に入ります。協議1「三鷹市農業振興計画2022（第4次改定）策定に伴う意見聴取について」を議題とします。協議1について事務局説明願います。

事務局 協議1「三鷹市農業振興計画2022（第4次改定）策定に伴う意見聴取について」説明。

議長 説明が終わりました。説明に踏まえ、改定素案に対し、何かご意見等がありますか。

17番：小林委員 準認定農業者制度を設けたが、農業を担う者に該当するという理解でよいか。

事務局 該当する認識です。

17番：小林委員 P46の⑥については時点修正ですか。新しい取り組みではないか。

事務局 現時点で取り組んでいる農家がいるため、取り入れています。

17番：小林委員 個々の農家に取り組んでいるのは理解しているが、今回の改定は時点修正が事由のため、市の施策として計画に取り入れるのは勇み足ではないのか。

事務局 意見として内部で検討します。

議長 その他にご異議はないでしょうか。ご異議がなければ、事務局説明のとおり決定いたします。次に協議2「農地保全・利活用推進月間」の設定について」を議題とします。協議2について事務局説明願います。

事務局 協議2「農地保全・利活用推進月間」の設定について」説明。

農地パトロール実施日 令和5年10月24日（火）午後

実施場所（案）は9月議案とともに送付。時間等の詳細は別途通知する。

議長 説明が終わりました。「農地保全・利活用推進月間」の設定について」提案のとおり決定することについて、ご異議ございませんか。異議がないようなので説明のとおり決定いたします。次に協議3「生産緑地のあっせんについて」を議題とします。協議3について事務局説明願います。

事務局 協議3「生産緑地のあっせんについて」説明

三鷹市から農業委員会あて、生産緑地のあっせん依頼があった。

5 三都都第353号生産緑地地区指定番号第93号

5 三都都第370号生産緑地地区指定番号第154号

5 三都都第403号生産緑地地区指定番号第130号

農業委員から各担当地区の農業者に情報提供をしていただき、詳細な情報が必要な方がいる場合は農業委員会事務局へ。

農業委員会事務局への照会期限 令和5年9月6日（水）

議長 説明が終わりました。事務局説明について、ご質問やご意見等はございませんか。ご質問・ご異議がなければ、事務局説明のとおり決定することについて、ご異議ございませんか。

委員 異議なし

議長 ご異議がなければ、事務局説明のとおり決定します。次に日程3の専決報告に入ります。専決報告1は案件がないため、専決報告2「農地の転用届出専決処分について」事務局より説明願います。

～事務局説明（1件）～

議長 報告2の現況確認について、担当の9番：田中委員よりご報告願います。

9番：田中委員 8月14日に現地確認を行いました。場所は案内図のとおりです。現地は駐車場と資材置場でした。

議長 専決報告2の説明及び現況確認報告は終わりました。この件についてご質問などはありますか。なければ、報告のとおりとします。次に専決報告3「農地の転用のための権利移動届出専決処分について」事務局より説明願います。

～事務局説明（3件）～

議長 報告3の1現況確認について、担当の16番：宍戸委員よりご報告願います。

16番：宍戸委員 本件は届出受理日が令和5年7月6日のため、前任の農業委員が現地確認を行いました。令和5年8月総会での報告案件のため、私が引き継ぎまして報告いたします。7月13日に現地確認に行っておりました。場所は案内図報告3の1のとおりです。現状は更地で、全面に防草シートが張られていました。

議長 報告3の2の現況確認について、担当の18番：島田委員よりご報告願います。

18番：島田委員 7月27日に事務局同行のもと現地確認に行っておりました。場所は案内図のとおりです。現状は5階建てマンションが建築されており、一部駐車場でした。

議長 報告3の3の現地確認については、私が担当ですので報告します。

10番：石井委員 8月1日現地確認に行っておりました。場所は案内図のとおりです。現状は更地で建築準備中でした。

議長 報告3の説明及び現況確認報告は終わりました。この件についてご質問はありますか。なければ、報告のとおりとします。専決報告は以上です。次に、専決報告4「登記官照会について」を事務局より説明願います。

事務局 専決報告4「登記官照会について」説明

照会件数1件 1筆 いずれも農地ではありませんでした。

議長 報告4の説明及び現況確認報告は終わりました。この件についてご質問はありますか。ご質問がなければ、報告のとおりとします。次に日程4の部会報告に入ります。

各部部长

- 農政部会：なし
- 農地部会：なし
- 経営部会：なし

●四季コン：本日総会後に実行委員会を行います。

令和5年度の四季コン副賞について検討しますので、提供できる作物をお手元の調査票にご記入をお願いします。

議長 各部会からの報告は終わりました。この件について、何かご質問はありますか。ご質問がなければ、報告のとおりとします。次に、日程5の事務報告に入ります。まず事務報告1について、事務局から説明願います。

事務局 事務報告1 「生産緑地のあっせんについて」説明

令和5年第7回定例総会にて協議した

5三都第339号 生産緑地地区指定番号 第390号

5三都第340号 生産緑地地区指定番号 第390号

については、期限の令和5年8月9日（水）までにご照会がなかったため、都市計画課に「あっせん先のない旨」を回答する。

議長 事務報告1の説明が終わりました。この件についてご質問はありますか。ご質問がなければ、報告のとおりとします。次に事務報告2「農地に関するお願い・相談などについて」、事務局から説明願います。

事務局 事務報告2「農地に関するお願い・相談などについて」説明

～事務局説明（1件）～

議長 説明が終わりました。この件についてご質問はありますか。ご質問がなければ報告のとおりとします。次に6事業結果に入ります。一括して事務局より説明願います。

議長 事務報告1の説明が終わりました。この件についてご質問はありますか。ご質問がなければ、報告のとおりとします。次に6事業結果に入ります。一括して事務局より説明願います。

事務局（結果1）北多摩地区農業委員会連合会臨時総会の開催結果について

日 時：令和5年8月2日（水）14:00～15:30

場 所：清瀬市役所

内 容：役員を選出について他

参加者：石井会長、事務局長

（結果2）東京都農業会議臨時総会の開催結果について

日 時：令和5年8月17日（木）14:30～15:40

場 所：主婦会館プラザエフ（千代田区）

内 容：理事及び監事の補充選任、農業委員会法第53条に基づく東京都への意見提出について他

参加者：石井会長、事務局長

議長 説明が終わりました。何かご質問はありますか。ご質問がなければ、報告のとおりとします。次に7事業予定に入ります。一括して事務局より説明願います。

事務局（予定1）新任農業委員研修会の開催について

日 時：令和5年8月23日（水）13:30～

場 所：ルネこだいら

内 容：講演「都市農業の時代」（仮題）他

参加者：新任農業委員、事務局

（集合出発）12:15 三鷹市役所議場棟下

（予定2）令和5年第3回三鷹市議会における農業委員会会長の挨拶について

日 時：令和5年9月1日（金）9:30～

場 所：三鷹市議場棟本会議場

参加者：石井会長

議長 事業予定の報告が終わりました。何かご質問がありますか。なければ報告のとおりです。

その他になにかございませんか。最後に8その他について、事務局よりお願いします。

事務局 (1) 令和5年第9回定例総会の開催について

日時：令和5年9月20日（水）15:00～

場所：教育センター2階 二中研

(2) 北多摩地区農業委員・農地利用最適化推進委員研修会について

日 時：令和5年9月21日（木）13:30～

場 所：府中の森芸術劇場

内 容：農業委員会の活動について他

参加者：農業委員、事務局

（集合出発）12:30 三鷹市役所議場棟下

議長 説明が終わりました。その他ございませんか。

以上で令和5年第8回定例総会を終了します。